

浜頓別町移住体験住宅設置要綱

(目的)

第1条 都市部から農山漁村部への移住希望者が浜頓別町（以下「町」という。）での生活を手軽に体験できる場を提供するため、家具や電化製品などを揃えた「浜頓別町移住体験住宅」を設置し、町の定住・移住・交流人口の増加を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「移住希望者」とは、町への移住を希望する者のうち、町の移住担当窓口を通じて移住しようとする者をいう。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。

- (1) 町外（都市部）から町への移住を検討していない場合。
- (2) 転勤又は婚姻により転入する場合。
- (3) その者及びその者と同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である場合。
- (4) 一時的な住居として使用する場合。

(物件)

第3条 移住体験住宅（以下「住宅」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 浜頓別町移住体験住宅（下頓別2号）
住 所 浜頓別町字下頓別
建設年 平成3年
構 造 木造平屋建
面 積 72.90㎡
- (2) 名 称 浜頓別町移住体験住宅（斜内1号）
住 所 浜頓別町字斜内
建設年 平成3年
構 造 木造平屋建
面 積 72.87㎡

(借用申請)

第4条 住宅の借受けを希望する移住希望者は、浜頓別町移住体験住宅借用申請書（別記第1号様式、以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 移住希望者は、住宅の借受けを希望する初日の1年前から借用申請することができる。

(貸付許可)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、浜頓別町移住体験住宅貸付許可書（別記第2号様式、以下「許可書」という。）を

交付する。

- 2 許可書は、住宅の借受けを希望する初日の3か月前までに交付する。ただし、住宅の借受けを希望する初日の3か月以内に申請があった場合は、随時許可書を交付することができる。

(契約)

第6条 許可書の交付を受けた移住希望者（以下「使用者」という。）は、町長との間で別に定める浜頓別町移住体験住宅定期賃貸契約書（別記第3号様式。以下「契約書」という。）により借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条に規定する契約を締結し、住宅を借り受けるものとする。

- 2 前項の規定により契約を締結した場合は、法第38条第2項の規定により、契約の更新がないことを浜頓別町移住体験住宅定期賃貸契約についての説明（別記第4号様式）により行うものとする。

(貸借期間)

第7条 住宅の貸借期間は、1週間以上1か月以内とし、前条に規定する契約書において定める。

- 2 貸借期間の初日及び末日は、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成12年条例第37号）第3条第1項及び第10条第1項に規定する休日以外の日とする。
- 3 体験住宅の入居及び明渡しは、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 4 移住体験住宅の利用回数の上限は、同一の申請者につき原則4回とする。ただし、希望する貸借期間にはほかの借用申請がない場合は、5回目以降も利用することができる。

(料金)

第8条 貸借に係る料金は、次のとおりとする。

期 間	料 金	備 考
1か月	48,000円	貸借期間に1か月未満の端数がある場合は、1か月の料金÷30×日数とする。

- 2 使用者は前項の料金を前納しなければならない。
- 3 第1項の料金は、住宅貸付料、光熱水費（電気料、水道料）、燃料費（ガス代）、放送受信料、消費税（第4項の規定に該当する場合）を含むものとする。ただし、灯油代、飲食費、寝具及び日常生活にかかる消耗品並びに交通費は含まず、使用者の負担とする。
- 4 貸借期間が1か月に満たない期間の料金には、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条及び消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第16条の2の規定による消費税を含むこととする。
- 5 第2項により納めた料金は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合、その全部又は一部を還付することができる。
- 6 前項の規定により料金を還付する場合及び還付割合は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 天災事変、使用者又は親族の疾病、その他使用者の責めに帰することができない理由により

借用できなくなった場合 既に納付した料金から使用済期間分の料金を差し引いた差額の100分の100

(2) 町長が特に必要と認め、契約期間を短縮した場合 既に納付した料金から使用済期間分の料金を差し引いた差額の100分の100

(3) その他止むを得ない理由により町長が特に認めた場合は、その都度還付割合を決定する。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、前条第2項による料金を納めた後に、町長から当該住宅の鍵を受取り、住宅を借受けるものとする。この場合、使用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。

(2) 火気の取扱に注意するとともに水道の凍結防止に配慮すること及び備付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。

(3) 住宅周りの除草や除雪を適宜行い、施設を適切に管理するとともに、住環境の整備をすること。

(4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。

(5) 住宅の貸借期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。

(6) その他、住宅の借用に関し町長が必要と認める事項。

(制限される行為)

第10条 使用者は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 許可した者以外の者を同居させること。

(2) 住宅の全部又は一部を転貸、又は権利を譲渡すること。

(3) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。

(4) 就業すること。

(5) 興行を行うこと。

(6) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。

(7) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。

(8) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。

(9) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。

(10) その他住宅の借用にふさわしくない行為をすること。

(貸付許可の取消)

第11条 町長は、使用者に第9条及び前条の規定に違反する行為があったと認めたときは、第5条の規定による貸付許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により貸付許可を取り消したときは、浜頓別町移住体験住宅貸付決定の取り消し通知

(別記第5号様式)により当該許可を取り消した者に通知するものとする。

(明渡し)

第12条 使用者は、貸借期間が終了又は前条の規定に基づき貸付許可が解除された場合にあつては、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、使用者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 使用者は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に町長に通知しなければならない。

3 町長は、第1項後段の規定に基づき使用者が行う原状回復の内容及び方法について使用者と協議するものとする。

(立入り)

第13条 町長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他住宅の管理上特に必要があるときは、使用者の承諾がなくても住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、故意又は過失により住宅もしくは設備又は備品等を破損、汚損及び滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし止むを得ない理由により、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項前段の規定による住宅もしくは設備又は備品等を破損、汚損、滅失したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

(事故免責)

第15条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則 (平成23年訓令第14号)

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 (平成26年訓令第18号)

この訓令は、平成26年12月1日から施行する。

附 則 (平成29年訓令第16号)

この訓令は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 (平成30年訓令第7号)

この訓令は、平成30年5月15日から施行し、平成31年度借用申請より適用する。

附 則 (令和元年訓令第4号)

この訓令は、令和元年8月29日から施行する。